

高台移転のリスク・対策

復興事業で
セミナー
技術と法律面から解説

ホル
ド
バン
ジャ
ム

ジャパンホームシールド(株)(東京都・斉藤武司代表取締役社長)が主催するセミナー「盛土造成地上の建物新築工事に当たって生じるであろう諸問題」が7日午後、盛岡市駅西通のアイーナで開かれた。セミナーでは復興事業の高台移転に伴うリスクと対策について、技術と法律の両面から詳しく解説した。当日は、住宅会社や建設会社の関係者を中心に約200人が出席。斉藤社長はセミナーに先だつてのあいさつの中で、同社の業務概要や最新の技術動向などを紹介。地震災害のリスクを一般ユーザーが理解する必要がある。民間と行政の情報交換をベストミックスし、できる限り多くの人が土地に関連するリスクを把握する機会をつくりたい」との考えを示した。

セミナーでは、弁護士



ジャパンホームシールド主催のセミナー

このあと、同事務所所属弁護士の内田創氏が「防災集団移転促進事業の最新情報と最新の法律相談事例」ジャパンホームシールド地盤解析部の小尾英彰部長が「造成工事(盛土・擁壁)における沈下リスク」を題して講演。参加者らは、技術と法律の両面から、造成工事におけるリスクとその対策への理解を深めていた。

士法人匠総合法律事務所代表者員弁護士の秋野卓生氏が「住宅会社・建設会社が最低限知っておきたい震災復興に伴う法律相談事例の解説」と題して講演した。



法律相談事例について説明する秋野氏

秋野氏は「不法行為責任」を一つのキーワードとして提示。瑕疵担保責任が問われる期間は短い、不法行為については最大で20年間の責任追求が可能であり、契約に関係なく責任が問われることになり、20年間のリスクへなることを注意を促した。不法行為の定義については、「最高裁判平成28年7月21日判決」を提示し「建物としての基本的な安全性を損なう瑕疵と定義されており、20年間のリスクへ

ツジをいかに講じていくかを考え、設計・施工に当たることがある」と呼び掛けた。このほか、安全性確保義務や売主の説明義務などについても解説しながら、将来的な巨大地震への備えの必要性も説いた。

2014年(平成26年)7月16日 (水曜日)